

論文

三井三池炭鉱の万田坑朝鮮人名簿を考察する

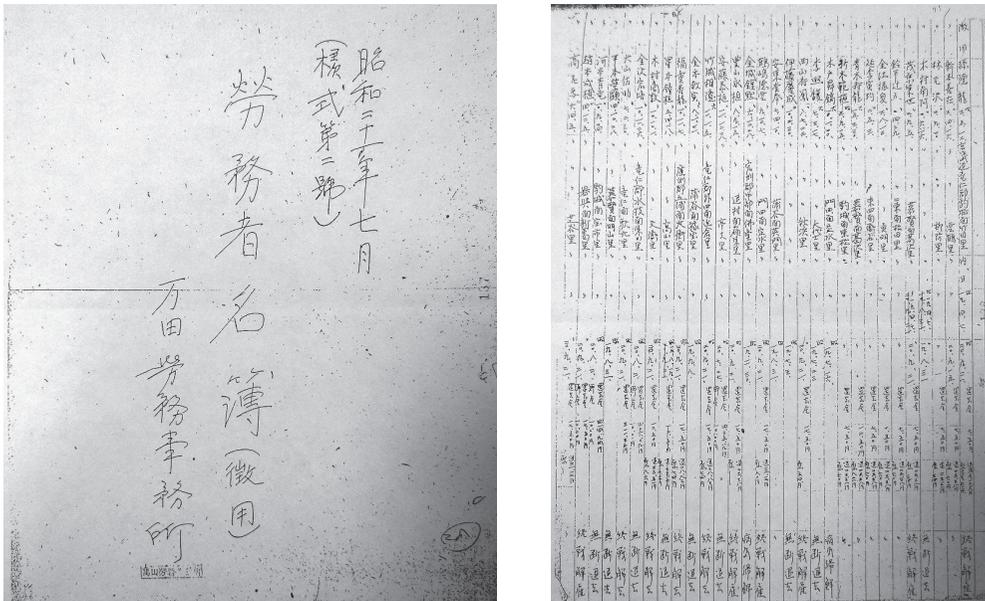
長谷 亮介（歴史認識問題研究会研究員）

1 はじめに

本稿では、三井鉱山株式会社三池鉱業所万田労務事務所が1946年7月に作成した「労務者名簿」を分析する。同名簿は1941年から1945年の終戦までに三池炭鉱の万田坑という石炭採掘現場に移入した朝鮮人の氏名などが詳細に記載された、貴重な史料である。現在は大牟田市立図書館で、コピーされた文書を閲覧することができる。

同名簿の作成目的に関しては、当時日本を支配していたGHQの法務局に提出するために作成された可能性があるとされている。この点は、大牟田市石炭産業科学館内の「この博物館」ライブラリーに収録されているインタビュー映像の中で、武松輝男が答えている。後述するが、万田坑の「労務者名簿」を最初に入手した日本人が武松輝男であると思われる。大牟田市立図書館に保管されている武松輝男資料の「E11」には、「GHQ提出資料（連合軍総司令部法務局）昭和24年4月21日付三井鉱山社長山川良一」と記されたメモが入っている。そのメモには「武松氏が元GHQの中国人から入手したとされる」と書かれている。しかし、これらを裏付ける資料が見つからないので断定はできない。

写真1 万田坑「労務者名簿」の表紙（微用）と一覧表



万田坑の朝鮮人名簿は、これまで幾人かの研究者が分析と考察を行ってきた。最初に同名簿を取り上げた人物は、武松輝男（1930年～2010年）であろう。武松は1947年に三井三池鉱業所土建課に就職し、1985年に定年退職となる。その後は宝燃料工業株式会社に勤務する。その間に、三池炭鉱に強制連行された朝鮮人の歴史を広めるという目的で、1980年代から精力的に研究やフィールドワークを始めている。1990年8月には「強制連行の足跡を若者とたどる旅」という日韓交流団体設立の発起人の一人となり、高校教員から中学生の日本人多数に朝鮮人強制連行という認識を拡散させた。その武松が自身の活動の中で万田坑朝鮮人名簿を独自に入手し、研究したのである。同名簿が大牟田市立図書館に保管されている理由は、武松が1997年に久留米に転居した際に、資料を寄贈したからである。

その他に、万田坑の朝鮮人名簿を取り扱った書籍や論文としては、竹内康人『調査・朝鮮人強制労働①炭鉱編』（2013年）、広瀬貞三「戦前の三池炭鉱と朝鮮人労働者」（所収：『福岡大学人文論叢』第48巻第2号、2016年）、『新大牟田市史』（2021年）が挙げられる。竹内は名簿の存在のみを紹介、広瀬は武松の研究内容に沿った解説を行うにとどめているが、『新大牟田市史』は武松が分析していない事柄にも言及している。

武松から始まった万田坑朝鮮人名簿に関する最終的な結論は、同文書は朝鮮人の強制労働を示す内容である、という点で一致している。しかし、筆者が全ての朝鮮人名簿を調べたところ、むしろ強制労働を否定する内容であったことを確認した。その点を本稿で詳細に述べていきたい。

2 万田坑の朝鮮人名簿には何が記されているのか

万田坑の朝鮮人名簿である「労務者名簿」には「第二號表 附記」という1枚の書面が付いており、これが名簿の概要説明書となっている。以下、第二號表の写真を掲げ（写真2）、表記内容を記す。

写真2 万田坑「労務者名簿」に添付されていた第二號表

第二號表 附記
 三井物産株式会社 三池炭鉱 万田坑
 四年度別朝鮮労働者数及雇入数
 昭和十七年 三〇九
 昭和十八年 六〇八
 昭和十九年 六四〇
 昭和二十年 一四四
 計 一七七一名
 (一) 終戦時 於此 朝鮮人労働者数
 昭和二十年八月七五名
 (二) 歸國せしめられたる者ノ数 二〇七名
 (三) 三井物産株式会社 三池炭鉱 万田坑
 (四) 終戦より解雇せられたる者ノ数
 退職者、逃亡者、及戦災者ノ数
 支給ス
 (五) 死亡者数 自傷者七名、公傷者七名、私病者七名、戦災者七名
 (六) 合計 三七八名 (理地並用)
 (七) 並用せられたる朝鮮人労働者ノ数
 三七八名 (理地並用)
 以上

【第二號表 附記】

(イ) 事業場

三井鉱山株式会社三池鉱業所万田坑

(ロ) 年度別割当数及雇入数

昭和17年 309 昭和18年 608 昭和19年 640 昭和20年 114

計 1671名

(ハ) 終戦時に於ける朝鮮人労働者数

昭和20年8月 715名

(ニ) 帰国せしめたる者の数

207名

(ホ) 終戦により解雇したる者に対する処遇状況

退職金、慰労金、旅費及戦災者には戦災勤労保険金等支給す

(ヘ) 死亡者数、負傷者逃亡者の数

公傷死亡25名 私病死亡7名 戦災死亡5名 合計37名

(ト) 徴用による朝鮮人労働者の数

378名(現地徴用)

名簿に記載されている項目は「入所経路」、「氏名」、「生年月日」、「本籍地」、「職種」、「入所年月日」、「退所年月日」、「未払金」、「退職時待遇」、「厚生年金保険給付済・未済」、「摘要」(退所理由)である。なお、「厚生年金保険給付済・未済」には記載が一切無かったので本稿の分析からは除外した。なぜ、わざわざ項目を設けておきながら記載しなかったのでしょうか。前述の通り、同名簿は当時日本を支配していたGHQの法務局に提出するために作成された可能性がある。根拠となる資料は発掘されていないが、締切日を守るために「厚生年金保険給付済・未済」項目を記載することができないまま提出したのではないかと筆者は考えている。実際、名簿には間違えた際は削除線を用いたり、順番を間違えた際は矢印によって正しい順序を示している。本来であれば、用紙そのものを作り変えて書き直す必要があると思うが、そのような時間も惜しいほど万田坑の鉱業所員は切迫していたのではないだろうか。

筆者は万田坑の朝鮮人名簿の全てをデータ化し、多角的に分析を行った。例として、官斡旋で入所した朝鮮人名簿の一部を掲載する。(表1)

表1 万田坑「労働者名簿」(官斡旋)の一部

氏名	生年月日	本籍地	職種	入所年月日	退所年月日	未払金	退職時待遇	摘要
皇聖大	明35,5・5	忠北道	内日	18,9・11	20,9・15	置去金 11円66銭	退 72円68銭、 慰 80円	終戦 解雇
鄭本延豊	明31,9・17	京畿道	〃	〃	〃	置去金 101円66銭	退 132円83銭、 慰 100円	〃
昌原激在	明42,3・3	〃	〃	〃	〃	置去金 71円66銭	退 121円66銭、 慰 134円	〃
光原王盛	明43,4・6	〃	〃	〃	〃	置去金 11円66銭	退 85円40銭、 慰 94円	〃

松羅連順	明44、12・15	〃	〃	〃	〃	置去金 11円66銭	退 85円40銭、 慰 94円	〃
金業男	明45、2・15	〃	〃	〃	〃	置去金 11円66銭	退 85円40銭、 慰 94円	〃
平山巳男	明44、10・25	〃	〃	〃	〃	置去金 11円66銭	退 139円13銭、 慰 134円	〃

附記には朝鮮人1671名の名簿であることが記されているが、武松輝男が計算したところ1738名であったという。内訳は自由募集73名、官斡旋1379名、徴用286名である。これは、「労務者名簿」には昭和16年に自由募集で入所した者が確認できたため、人数が増えたことが要因である。

同名簿に記載されている総人数に関しては、先行研究でも一致していなかった。竹内康人は1756名^{註1}、『新大牟田市史』は1757名^{註2}となっている。今回の筆者の調査では1757名となり、市史と一致した。以下、筆者が計算した人数内訳を記載する。

自由募集によって入所した者	73名
官斡旋によって入所した者	1189名
官斡旋（徴用）によって入所した者	202名
徴用によって入所した者	293名
合 計	1757名

3 退所理由の整理

次に、「入所経路」の項目別に1757名の「摘要」（退所理由）の内訳を調査した結果を表2として、退所理由別の総人数を表3として記載する。

筆者の調査では、万田坑朝鮮人名簿1757名中「終戦解雇」は712名で、全体の40%となった（表3）。同様に、「逃走」は667名で38%、「無断退去」は87名で5%、「期間満了」は77名で4%、「病気送還」は48名で3%、「死亡」は36名で2%である。「逃走」と「無断退去」の意味の違いは判然としないが、鉱業所から脱走という意味では同じであるので、合算すれば43%となり、割合としては「終戦解雇」を上回る。このことから、朝鮮人労働者の退所理由で一番多い要因は脱走であった。その傾向が顕著に見えるのは、官斡旋で入所した者たちである。表2の官斡旋の内訳を見ると、「終戦解雇」440名を超える550名（逃走515名、無断退去35名）が脱走しており、これは官斡旋労働者1189名の46%に相当する。

表2中の「期間満了」とは、鉱業所側と結んだ労働契約が満期を迎えたことで退職し、朝鮮半島へ帰ったことを意味する。労働契約期間は基本的に2年間であるが、契約を更新した者もいた。その際に、希望者は一時的な帰郷を許される。

契約期間満了以外の正当な理由で、少なくとも鉱業所側と話し合いを経て帰郷したと思われる項目としては「病気送還」、「自己都合」、「公傷解雇」、「依願送還」、「依願帰鮮」を挙げることができる。他には、軍へ入隊することにより炭鉱から去る「入営」もある。反対に朝鮮人側に問題があって朝鮮半島に戻されたと思われる項目として「不良送還」、

幹旋（徴用）」の労働者が入所した日付を見ると、全員が1944年8月30日となっているからである。当初は官幹旋で日本に来たが、直ぐに徴用令が導入されたので徴用で来た者として変更されたと思われる。

いずれにせよ、1738名以上の朝鮮人名簿であることは確実である。附記に記されている内容で筆者が特に気になった点は、(ホ)の終戦解雇となった朝鮮人への待遇である。これによると、朝鮮人は帰郷する際に退職金や慰労金を三池鉱業所から支給されていることが分かる。その金額がどれほどのものだったか、その点が気になった。しかし、最初に万田坑の朝鮮人名簿を研究した武松輝男は、この内容を一切考察していない。この点は竹内や広瀬も同様である。『新大牟田市史』は若干触れているが、その点は後述する。

4 未払金について

武松輝男が万田坑の朝鮮人名簿の研究で重点を置いた内容は、「未払金」の総額である。大牟田市立図書館に保管されている「武松輝男資料(E23)」には、「三井三池炭鉱 萬田坑強制連行朝鮮人未払い金 内訳と件数」と題する、武松の研究が保管されている。

万田坑の名簿では「未払金」の項目があるが、ここには「置去金」と「貯金」の金額が記されている。これは三池鉱業所に自身のお金を残したまま、退所したことを記していると思われる。未払金の項目では置去金のみ金額記載もあれば、貯金のみ記載もあり、時には両方とも記載されている場合もある。このことから、「置去金」と「貯金」は同一のものではなく、それぞれ異なったお金であることが分かる。

『新大牟田市史』では、「置去金」とは強制あるいは任意の貯金であり、引き出すことができないままになった貯金と理解するのが合理的である^{註4}と述べているが、それだと「置去金」と「貯金」が併記されていることの説明がつかない。筆者としては、「置去金」が愛国貯金などの強制貯金であり、「貯金」が労働者任意による普通貯金ではないかと考えて

表4 「未払金」に記載がある朝鮮人内訳と割合（退所理由別）

退所理由	人数(内訳)	割合
終戦解雇	326名【官幹旋198名、官幹旋(徴用)13名、徴用115名】	55%
逃走	199名【官幹旋140名、官幹旋(徴用)7名、徴用52名】	34%
無断退去	21名【徴用21名】	4%
死亡	12名【官幹旋9名、徴用3名】	2%
期間満了	7名【官幹旋7名】	1%
入営	6名【官幹旋6名】	1%
病気送還	5名【官幹旋5名】	1%
不良送還	1名【官幹旋1名】	
一時帰鮮	1名【官幹旋1名】	
公傷解雇	1名【官幹旋1名】	
記載なし・判読不能	10名【官幹旋10名】	2%
合計	589名【官幹旋378名、官幹旋(徴用)20名、徴用191名】	100%

いるが、今後の研究が望まれる。

武松は置去金と貯金の金額が記入されているのは、「一部の例外（労災死亡、逃走）を除いて、その殆どが『終戦解雇』された者たちである」と述べている。しかし、武松のこの指摘は明らかにおかしい。筆者が計算した以下の表4を見てほしい。

未払金のある終戦解雇が326名であるのに比して逃走199名、無断退去21名である。鉱業所から脱走という意味なので、合計すると220名になる。これらの点を踏まえると、「終戦解雇」で未払金が記載された者の割合は、未払金全体の55%、脱走者は38%となる。明らかに、「逃走」と「無断退去」で未払金がある者の割合は、「一部の例外」の範疇を超えている。具体的な内訳を説明したい。

動員形式別に筆者が調べてみた結果、自由募集の朝鮮人73名のうち終戦解雇は4名であり、未払金の記載はない。官斡旋では440名の終戦解雇者中、未払金の記載がある者は198名だが、未払金の記載がある逃走者は140名もいる。官斡旋（徴用）では142名の終戦解雇者中、未払金の記載がある者は13名で、未払金の記載がある逃走者は7名である。徴用では126名の終戦解雇者中、未払金の記載がある者は115名。未払金の記載がある逃走者は52名、無断退去者は21名となった。

このように、「未払金」の項目に記載があった割合は「終戦解雇」だけでなく、脱走を意味する「逃走」と「無断退去」も多いことから、未払金は終戦解雇者に集中していたという武松の主張は正確とは言えない。

では次に、未払金の詳細を見ていきたい。先に述べたように、名簿における「未払金」には「置去金」と「貯金」の2種類の記述が確認された。武松は未払金について、「徴用」と「官斡旋徴用」とに分け、さらに「置去金」と「貯金」に分類して金額と件数を調べた。しかし、武松の考察はあくまで総額の記載のみであり、詳細が判然としない。そこで、筆者が内訳表を作成した。その結果が表5である。

表5を参照すると、未払金の記載者数は「終戦解雇」が多かったが、未払金の合計金額で見ると、脱走者（「逃走」と「無断退去」）が一番金額が大きいことが分かる。割合は未

表5 未払金内訳の詳細（筆者の計算）

		置去金	貯金	未払金合計	未払金割合
脱 走	逃 走	19,001円50銭	12,250円 4銭	35,079円12銭	54%
	無断退去	3,669円58銭	158円		
終 戦 解 雇		19,590円60銭	1,561円48銭	21,152円 8銭	33%
死 亡		5,641円21銭	348円	5,989円21銭	9%
期 間 満 了		988円66銭	0円	988円66銭	1.5%
入 営		469円99銭	10円	479円99銭	1.5%
病 気 送 還		124円	96円	220円	
一 時 帰 鮮		0円	50円	50円	
公 傷 解 雇		47円93銭	0円	47円93銭	
不 良 送 還		0円	26円	26円	1%
記 入 な し		154円66銭	777円	931円66銭	
合 計		49,688円13銭	15,276円52銭	64,964円65銭	100%

官斡旋で未払金項目に記載があった者

	置去金	貯金	未払金合計	人数
終戦解雇	15,539円94銭	64円50銭	15,604円44銭	198名
逃走	15,164円75銭	10,141円82銭	25,306円57銭	140名
入営	469円99銭	10円	479円99銭	6名
病気送還	124円	96円	220円	5名
期間満了	988円66銭	0円	988円66銭	7名
不良送還	0円	26円	26円	1名
記入なし	154円66銭	777円	931円66銭	10名
一時帰鮮	0円	50円	50円	1名
公傷解雇	47円93銭	0円	47円93銭	1名
死亡	5,538円61銭	348円	5,886円61銭	9名
計	38,028円54銭	11,513円32銭	49,541円86銭	378名

金額が読み取れなかったもの

未払金	125円●0銭（不明）、4●円66銭（置去）
-----	------------------------

官斡旋（徴用）で未払金項目に記載があった者

	置去金	貯金	未払金合計	人数
終戦解雇	0円	1,184円98銭	1,184円98銭	13名
逃走	0円	823円22銭	823円22銭	7名
計	0円	2,008円20銭	2,008円20銭	20名

徴用で未払金項目に記載があった者

	置去金	貯金	未払金合計	人数
終戦解雇	4,050円66銭	312円	4,362円66銭	115名
無断退去	3,669円58銭	158円	3,827円58銭	21名
逃走	3,836円75銭	1,285円	5,121円75銭	52名
死亡	102円60銭	0円	102円60銭	3名
計	11,659円59銭	1,755円	13,414円59銭	191名

金額が読み取れなかったもの

置去金	●円17銭（終戦雇用）
-----	-------------

払金全体の半分以上となる54%を占め、「終戦解雇」は33%であったことが本報告によって初めて証明された。

もう一つ明らかになった点は、徴用であれ官斡旋であれ、貯金の未払い記載が多いのは「逃走」であった。官斡旋（徴用）が例外的に置去金の記載が一人もおらず、貯金の額も終戦雇用の項目が若干多い。しかし、全体で見れば貯金の未払金は「終戦解雇」の1,561円48銭に対し「逃走」は12,250円4銭となる。未払いの貯金総額は15,276円52銭なので、「逃走」の金額だけで全体の80%も占めている。武松輝男は、未払金の大部分は終戦解雇で逃走は一部であったと主張したが、貯金の未払金に関しては終戦解雇こそが一部であったと言える。

また、名簿では終戦解雇の中に巨額の未払金があるにもかかわらず、退職金や慰労金の記載がない者が複数確認された。これはおそらく、隣接する無断退去や逃走の欄に未払金の記載がないことから、記入ミスと考えられる。本来ならば脱走者の欄に書くべき未払金を、誤って終戦解雇者の個所に書いてしまったのであろう。そのようなミスの可能性があるものは、徴用で「置去金311円35銭」、「置去金157円83銭、貯金69円」、「置去金517円50銭」。官斡旋で「置去金405円」、「置去金215円」。同じく官斡旋名簿中で退所理由が「入営」となっている者に、逃走と間違えて「置去金405円」を記入したと思われる個所もあった。したがって、「終戦解雇」と「入営」における未払金の金額は表5の金額よりも少なくなり、「逃走」と「無断退去」の未払金額が増加する可能性がある。

従来の研究では、朝鮮人戦時労働者が終戦によって日本を離れるとき、事業所が貯金の引き下ろしに応じず、賃金にも未払いがあり、多額の未払金を残されたとされていた。武松もそのように主張している。しかし、以上で見たように、万田坑の未払金の半分以上は「逃走」と「無断退去」といった脱走者であり、労働者自身に問題がある。

朝鮮人は強制労働や日本人労務係による暴力が理由で逃走したというのが従来の学説であったが、一次史料を読むと、高待遇の職場への転職のために逃走をしたケースが一番多いことが判明している。この点は、『歴史認識問題研究』第5号と第8号の拙論に詳述した。

武松が重要視した「終戦解雇」の金額は全体の3割でしかなく、この未払金に関しても、1965年の日韓請求権協定で韓国政府に支払われており、既に解決している事柄である。

5 退職金と慰労金について

次に、先行研究がきちんと取り上げていない退職金と慰労金について分析する。

第一に、三池鋳業所は戦時動員された朝鮮人に退職金を払っていた。これだけでも強制労働ではない証拠だ。

その上、退職金の他にかなり多額の慰労金を払っていた。慰労金についてはその性格を示す資料が見つからないので、詳しいことはわからないが、主として終戦解雇者に支払われている。

ところが、武松は終戦解雇者に退職金、慰労金が支給されたことを紹介すらしていない。偏った研究と言わざるを得ない。

では、終戦解雇となった朝鮮人たちはどれほどの退職金と慰労金を受け取ったのだろうか。筆者が退職金及び慰労金の合計金額を退所理由ごとに計算した結果を示す。

表7から分かる通り、名簿に記されていた全ての退職金と慰労金を合計すると76,238円42銭となった。これは、未払金総額である64,964円65銭を上回る。さらに、表5でも示したように、未払金の大半は炭鋳から脱走した者たちである。終戦解雇の中で未払金があった者の合計金額は21,152円8銭であるが、退職金と慰労金の合計は73,471円28銭である。これは未払金の約3.5倍の金額である。入所経路別の内訳を表8に示す。

募集による朝鮮人の終戦解雇者は4名で、退職金の記載があった者が2名で、残りは記載がなかった。未払金なしで計208円54銭を得たことになる。

官斡旋の終戦解雇者は440名であり、このうち「退職時待遇」に記載があった者は259

表6 退所理由別の退職金及び慰労金の合計

	募 集		官 幹 旋		官幹旋(徴用)		徴 用	
	退職金	慰労金	退職金	慰労金	退職金	慰労金	退職金	慰労金
終戦解雇	208円54銭	0円	19,343円66銭	25,532円	5,038円21銭	12,772円	1,210円87銭	9,366円
逃 走	96円77銭	0円	436円81銭	270円	0円	0円	0円	106円
無断退去	?	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円
入 営	0円	0円	215円66銭	280円	0円	0円	15円58銭	60円
病気送還	0円	0円	0円	114円	0円	0円	0円	0円
記入なし	0円	0円	0円	334円	0円	0円	0円	0円
公傷解雇	0円	0円	96円50銭	161円	0円	0円	0円	0円
死 亡	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	100円
依 願	103円88銭	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円
判読不能	316円94銭	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円
療 養 中	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	60円
計	726円13銭	0円	20,092円63銭	26,691円	5,038円21銭	12,772円	1,226円45銭	9,692円

金額が読み取れなかったもの

募 集	退職金	?
官 幹 旋	退職金	155円●●銭、1●3円78銭、121円●7銭、●●円25銭
	慰労金	●0円65銭、6●円
官幹旋(徴用)	退職金	●3円78銭
徴 用	退職金	59円●8銭、●5円38銭、●8円85銭、●3円51銭
	慰労金	●●円、6●円

表7 退職金と慰労金の総額

	全体		退職・慰労 合計金額	割合
	退職金	慰労金		
終戦解雇	25,801円28銭	47,670円	73,471円28銭	96%
逃 走	533円58銭	376円	909円58銭	1%
無断退去	?	0円	?	3%
入 営	231円24銭	340円	571円24銭	
病気送還	0円	114円	114円	
記入なし	0円	334円	334円	
公傷解雇	96円50銭	161円	257円50銭	
死 亡	0円	100円	100円	
依 願	103円88銭	0円	103円88銭	
判読不能	316円94銭	0円	316円94銭	
療 養 中	0円	60円	60円	
計	27,083円42銭	49,155円	76,238円42銭	

表8 終戦解雇の未払金合計と退職金及び慰労金合計の対比表（入所経路別）

	未払金合計	退・慰 合計	退・慰÷未払金
募 集	0円	208円54銭	—
官 幹 旋	15,604円44銭	44,875円66銭	2.8758263…
官幹旋（徴用）	1,184円98銭	17,810円21銭	15.029966…
徴 用	4,362円66銭	10,576円87銭	2.4244085…
全 体	21,152円 8銭	73,471円28銭	3.4734777…

名であった。金額が読み取れなかったものを除いて、退職金合計19,343円66銭、慰労金合計25,532円、合算して44,875円66銭となる。この金額は終戦解雇者全体の未払金合計15,604円44銭の約2.9倍となる。

官幹旋（徴用）の終戦解雇者は142名で、「退職時待遇」に記載があった者は117名である。金額が読み取れなかったものを除いて、退職金合計5,038円21銭、慰労金合計12,772円、合算して17,810円21銭となる。この金額は終戦解雇者全体の未払金合計1,184円98銭の約15倍である。

徴用の終戦解雇者は126名で、「退職時待遇」に記載があった者は103名である。金額が読み取れなかったものを除いて、退職金合計1,210円87銭、慰労金合計9,366円、合算して10,576円87銭となる。この金額は終戦解雇者全体の未払金合計4,362円66銭の約2.4倍となる。

以上、募集から徴用に至るまで、未払金合計よりも退職金及び慰労金の合計の方が多かった点も本研究で証明されたが、このような初歩的で重大な事柄が20年以上も隠されてきたのである。特に重要な点は、募集を除いた終戦解雇者に対しては、退職金だけでなく慰労金も渡していることである。『近代日本炭鉱労働史研究』（草風館、1984年）の著者である田中直樹日本大学名誉教授の話によると、慰労金は朝鮮人のみに渡されていたとのことである^{註5}。明治鉱業の資料では、戦時動員で炭鉱労働したものの、短期間の就業であったため思うようにお金が稼げなかったと考慮した鉱業所は、各人に見合った慰労金を支給したそうである。表6を見ると、官幹旋で入所した終戦解雇者全体の慰労金は25,532円であり、これは退職金の約1.3倍である。官幹旋（徴用）の終戦解雇者全体の慰労金は12,772円で退職金の約2.5倍、同様に徴用の終戦解雇者全体の慰労金は9,366円で退職金の約7.7倍である。このことから分かるように、入所時期が遅くて労働期間が短い者ほど慰労金が占める割合が高くなっている。熟練して高給を得る前に終戦を迎えてしまったので、三池鉱業所が補填の意味で慰労金の額を上げたかもしれない。この点は今後の研究が望まれる。

退職金は逃走者にも5名分533円58銭支払われたことになっている。一番大きい金額で228円84銭であるが、これは、記載ミスかあるいは一部で退職金の前貸しがあったのかもしれない。他にも、退職金は依頼による退職、入営、公傷解雇にも記載がある。

慰労金は入営、病気送還、公傷解雇にもきちんと支払われている。そして、金額は376円（4名分）と少ないが、逃走にも慰労金が支払われている。記載ミスの可能性を含め、これが何を意味するかは今後の研究を待ちたい。

万田坑の名簿を概観しての筆者の見解であるが、官幹旋労働者の傾向として、最初の

動員である1942年2月4日に入所した終戦解雇者は退職金は出していないが、慰労金が300円前後と比較的高額になっている。2回目の官斡旋動員と思われる1942年9月9日入所の者は慰労金の額は90円から130円までと前者と比べて減少しているが、退職金が150円ほど出ており、最初の入所者の退職時待遇に差が出ていないように見える。この頃までは、退職金よりも慰労金の方が多い。

しかし、1943年4月21日入所の者になると、終戦解雇の「退職時待遇」は退職金の方が多くなる者が現れる。例として挙げると、「退職金165円35銭、慰労金126円」などの記載が確認される。同年の9月3日入所の名簿では、徐々に「退職時待遇」の額に差が出始める。「退職金77円80銭、慰労金80円」の者もいれば、「退職金147円85銭、慰労金134円」の者もいる。1944年1月19日入所の者になると、退職金の低下が目立ち始め、金額も100円を超えることが少なくなっている。その代わりに、慰労金の金額は再び上昇し、120円、134円を貰っている者が増え始めている。最後の官斡旋である1944年12月16日入所の者は全員が退職金の記載がなく、慰労金のみが渡されている。金額は54円、86円、100円が多い。推測であるが、この最後の官斡旋労働者は就労期間が短かったために、退職金を貰える条件を満たせなかったのかもしれない。しかし、それでも三池鋳業所は23名の終戦解雇者のうち19名に慰労金を支給している。

徴用労働者の名簿を見ると、最初の入所者は1944年4月7日となっており、徴用が開始される同年9月よりも早い。おそらく、官斡旋（徴用）のように徴用開始直前に官斡旋で来日したので、途中で徴用扱いに変更したと思われる。徴用の終戦解雇者の傾向としては、退職金は20円から30円、慰労金は60円から100円の者が多い。これも、就労期間が短かったために金額が抑えられていたと思われる。しかし、中には慰労金が160円から186円を受給している者も一定数存在する。1945年1月27日入所の者になると、退職金なしの慰労金のみ記載となっている。金額は100円が大半で、稀に60円や106円が確認できる。これらの退職金や慰労金の金額決定の基準を記した文書が発見されれば、朝鮮人戦時労働者や日本企業の実態がより詳細に判明するであろう。

今回の朝鮮人名簿研究で明らかになったことは、終戦解雇となった者の未払金はほとんどが「置去金」であり、貯金の未払いは少額であった点である。貯金の未払記載の大半は「逃走」や「無断退去」といった脱走者であることも判明した。また、退職金よりも慰労金の方が多く支給されていたことも分かった。終戦解雇者の中には退職金のみ、あるいは慰労金のみ記載しかなかった者も多数確認できたが、それでも最終的な収支はプラスの計算になる者が多かった。

一方で、終戦解雇者にもかかわらず退職金と慰労金の記載がなかった者も若干確認できた。その中には未払金の記載がある者もいた。また、退職金と慰労金を支給されていても未払金の方が大きい朝鮮人も存在した。資料が見つからないため筆者の推測になるが、終戦解雇者の中にも未払金の記載がある理由は、三池鋳業所から貰った退職金や慰労金が多かったため、少額の「置去金」は気に留めずに帰郷したからではないだろうか。あるいは退職金と慰労金の支払いが事業所が手持ちの資金で行ったので、終戦後すぐ可能になったが、貯金の引き下ろしは預け先である銀行、あるいは郵便局の事情で時間がかかったため、それを受け取る前に事業所を離れる者がいたのかもしれない。この点も究明が求められる。

6 『新大牟田市史』の名簿考察

武松輝男が退職金と慰労金を紹介しなかったことで、後に武松の先行研究を紹介・引用した竹内康人、広瀬貞三も終戦解雇された朝鮮人に三池鋳業所が金銭を支給したことには触れなかったが、未払金に関する事柄も自身の論考で紹介していない。一方で、2021年に発行された『新大牟田市史』では、未払金だけでなく退職金と慰労金にも言及している。しかし、ここでも未払金に重点を置くような考察がなされている。

まず、『新大牟田市史』では名簿の「終戦解雇」を「敗戦退所（送還）」と置き換えている。「未払金」と「退職時の待遇」の解説に関しては、1944年12月16日入所の61名の徴用者を紹介しているが、これは官斡旋の間違ひである。筆者が名簿を確認したところ、「入所経路」は「官斡旋」であった。

この61名中23名が終戦解雇となっており、20名に置去金が記録されていた。市史では「15円が8人、25円1人、30.81円1人、35円が10人、無記録3人であった」と説明している。一方で、慰労金の記載があった終戦解雇者は23名中19名で「86円が10人、54円が6人、100円2人、26円1人」と説明している。しかし、市史は「慰労金が支払われたかどうか確認できない」と言及し、未払金よりも慰労金の金額の方が多いことには触れていない。筆者が計算してみた結果、61名の終戦解雇者の未払金合計は545円81銭で慰労金の合計は1,410円であった。しかし、市史は逃走者の未払金まで合算し、「敗戦送還と逃走の未払金合計は、37人分1,693.01円であった」と未払金を少しでも多く見せようとしている^{註6}。

慰労金が実際に支払われたか確認できないと市史は指摘するが、反対に支払われていないという証明もない。三池炭鋳ではないが、電化大牟田に動員された朝鮮人12名には給料、貯金、退職金などの清算金が帰国時に支払われていることが「朝鮮人労務者（徴用）調べ」に記されていると武松輝男が説明している^{註7}。実際に支払われたケースがあるのならば、市史は支払われていないという証拠を提示する必要がある。

『新大牟田市史』の問題点はまだある。それは、慰労金の金額が一定ではないことを「役職者別にランク分けして支払ったと考えるのが合理的である」と、根拠となる資料を提示せずに主張している点である。市史は、賃金も役職者には役職手当が支払われるなど優遇措置が取られており、朝鮮人を利害関係で分断して支配を容易にするためであったと考察しているが、役職手当が支払われることは現代でも当たり前のことであり、これがなぜ分断を促す「優遇措置」にあたるのか不可思議である。慰労金の金額設定は現在でも不明であるため、朝鮮人を利害関係で分断という考察は空想の域から脱していない。北海道の歌志内鋳業所では労働契約を更新した朝鮮人に特別給与金を支給していたが、朝鮮人班長は普通の隊員よりも5割増しの金額を貰っていた^{註8}。これは、優秀な朝鮮人が少しでも長く働いてくれるように鋳業所が見返りを出したと考えられる。もし、三池鋳業所でも朝鮮人への金銭支給の際に金額が一定ではないケースがあったとすれば、それは朝鮮人の分断ではなく、優秀な労働者に長く働いてもらうための措置だった可能性がある。

さらに、市史は終戦解雇を除けば日常的な退所とは75%を占める逃走であり、「離職を決意した時、逃走以外に手段が無かったことを示している。自由が無ければ逃走になる

ことを象徴的に示している」と考察している。最終的な結論として「厳しい抑圧と監視の体制は、逃走か敗戦（送還）の途しか残されていなかったといえよう」^{註9}と述べているが、厳しい監視があるのに7割以上が逃走できたことは矛盾していないだろうか。「戦前の三池炭鉱と朝鮮人労働者」（2016年）を執筆した広瀬貞三も、退所理由を見て「朝鮮人労働者にとって多くの選択肢があったといえる」^{註10}と述べている。『新大牟田市史』は朝鮮人強制労働が真実であるという立場から、万田坑の朝鮮人名簿を恣意的に歪曲して解説していると言わざるを得ない。

さらに、市史の671頁には1938年から1942年までの万田坑で発生した労働災害一覧表が掲載されているのだが、1942年の死亡者は15名となっている。今回分析した万田坑の「労務者名簿」に記されていた朝鮮人死亡者は36名であった。死者の内訳は1942年に死亡した者が1名、1943年が8名、1944年が7名、1945年が20名である。つまり、1942年に死亡した15名のうち朝鮮人は1名のみであったことが判明した。朝鮮人だけが危険な労働現場で働かされ、死者の大半は朝鮮人であったという従来の説は説得力がない。

7 結びにかえて

本稿では、これまで客観的に考察されてこなかった万田坑の朝鮮人名簿を分析し、終戦解雇となった朝鮮人に対して三池炭業所が退職金と慰労金を支給しており、その合計額は未払金の約3.5倍であったことを明らかにした。退職金や慰労金の支払いという一点だけを取っても、朝鮮人強制労働説に説得力がないことは明白だ。しかし、先行研究は未払金を誇大に説明し、退職金と慰労金に関しては支払いが行われていなかったかのような根拠のない説明をして、未払金と退職金、慰労金の比較を行わなかった。

万田坑の朝鮮人名簿を考察した筆者は、終戦解雇となった朝鮮人の未払金を放置した三井三池は非道な会社であるという先行研究の考察は間違いである、と指摘したい。むしろ、終戦直後という混乱の時期であっても、朝鮮人に退職金を支払い、慰労金まで出した三井三池は朝鮮人に相応の配慮を示した企業であることが、同名簿から窺えるのではないだろうか。

註

- 1 竹内康人『調査・朝鮮人強制労働①炭鉱編』社会評論社、2013年、p.234
- 2 大牟田市市史編さん委員会編『新大牟田市史』大牟田市、2021年、p.737
- 3 同上、p.736
- 4 同上、p.738
- 5 2023年12月30日、筆者が電話にて田中直樹日本大学名誉教授からご教示いただいた。
- 6 大牟田市市史編さん委員会編前掲書、p.737～p.738
- 7 林えいだい編『戦時外国人強制連行関係史料集IV 下巻』明石書店、1991年、p.1627
- 8 長澤秀編『戦時下強制連行極秘資料集 III』緑蔭書房、1996年、p.170
- 9 大牟田市市史編さん委員会編前掲書、p.737
- 10 広瀬貞三「戦前の三池炭鉱と朝鮮人労働者」（所収：『福岡大学人文論叢』第48巻第2号、2016年、p.739）